国立大学法人への文部科学省職員の派遣および出向等の状況に関する質問主意書

出者 逢坂誠一

提

国立大学法人への文部科学省職員の派遣および出向等の状況に関する質問主意書

が 国 の特性に常に配慮しなければならない」と規定されている。 人法第三条では 国立大学法人は、 の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る」ことが目的であると示され、 「国は、この法律の運用に当たっては、 国立大学法人法第一 条で「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、 国立大学及び大学共同利用機関における教育研究 政府は、このように国立大学法人の教育研究の 国立大学法 我

は不透明であり、 特性に常に配慮すべきであるにもかかわらず、文部科学省職員の国立大学法人への派遣および出向等の実態 国民は不信を抱かざるを得ない。このような観点から、 以下質問する。

されていると承知しているが、 向など形式の如何を問 文部科学省職員の身分を有する者、 わず、 国立大学法人で教育職、 何を目的にして、 あるいはかつて文部科学省職員の身分を有していた者が、 政府はそうした勤務を行わせているのか。 研究職、 事務職あるいは理事などの役員として勤務 教育職、 派遣、 研究 出

の勤務は、どのような法的根拠で行われているのか。 政府の見解を示されたい。

事務職および役員のそれぞれについて、政府の見解を示されたい。

職

 \equiv 全国の国立大学法人で、 教育職、 研究職、 事務職および役員として勤務する者のうち、 文部科学省職員

の身分を有する者、 あるいはかつて文部科学省職員の身分を有していた者は、現在、 何名なのか。 政府の

見解を示されたい。

兀 文部科学省職員の身分を有する者、あるいはかつて文部科学省職員の身分を有していた者が、国立大学

法人で継続的かつ特定の職種で勤務することは、国立大学の自主性を失わせるなど弊害があると考える

が、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。